

震災で使える主な融資・給付

(平成23年4月8日現在)

個人向け	
生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金)	
被災世帯(所得制限なし)への一時的な生活費の貸付(無利子)	
【受付窓口】	各市町村社会福祉協議会
【概要】	貸付限度額: 10万円以内(原則) 償還期間: 据置期間経過後2年以内 据置期間: 1年以内 原則金融機関口座へ振込
【必要なもの】	身分を証明できるもの(住民票、健康保険証、運転免許証等) 被災した事実を証明できる書類等 印鑑証明書(拇印可)
災害弔慰金	
災害により、死亡されたご遺族に対して支給される給付金	
【受付窓口】	各市町村
【支給額】	生計維持者の方が死亡した場合: 500万円 その他の方が死亡した場合: 250万円
【受給遺族】	配偶者、子、父母、孫、祖父母
【必要なもの】	被災証明書 口座振込のため口座が確認できるもの 各市町村で求められるもの
被災者生活再建支援制度	
住宅の被害状況に応じて、被害世帯への給付金(基礎支援金と加算支援金の合計額)	
【受付窓口】	各市町村
	最大300万円の支給(詳細は下記のとおり)
【支給額】	基礎支援金: 全壊等100万円、大規模半壊50万円 加算支援金(住宅の再建方法別に支給): 建設・購入50万円 ただし、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200万円(又は100万円)
【必要なもの】	基礎支援金: 罹災証明書、住民票等 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等)等
【申請期間】	基礎支援金: 災害発生日(平成23年3月11日)から13月以内 加算支援金: 災害発生日(平成23年3月11日)から37月以内

災害復興住宅融資	
被災住宅復旧のための全期間固定金利の低利融資（返済期間最長35年）	
【お問い合わせ先】	独立行政法人住宅金融支援機構 住宅金融支援機構お客様コールセンター 0120-086-353 営業時間：毎日9時～17時（祝日、年末年始は休業）
災害復旧特別融資制度	
被害を受けられた住宅等の復旧資金、自家用自動車購入資金	
【受付窓口】	岩手銀行本支店
【取扱期間】	平成23年3月14日～9月30日
【住宅等の復旧資金】	資金用途：給排水等の設備機器資金、門扉・駐車場・造園等の 工事資金も含む 融資限度額：10万円以上1,000万円以内 融資期間：15年以内
【自家用自動車購入資金】	資金用途：自家用自動車購入資金 融資限度額：10万円以上500万円以内 融資貸出期間：7年以内

岩手経済研究 2011年5月号より